

男女府第 1618 号
令和 8 年 7 月 27 日

各 消費生活協同組合（連合会） 代表理事 様

大阪府 府民文化 部
男女参画・府民協働課長

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令」の施行について（通知）

標記について、別添のとおり、厚生労働省から令和 8 年 7 月 24 日付け事務連絡がありましたのでお知らせします。

本通知の趣旨、内容等にご留意の上、組合の適正な運営に努めていただきますよう、お願いします。

【問合せ先】

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課

府民協働グループ 道上・吉村

電 話：06-6210-9267(直通)

ファックス：06-6210-9322

メール：YoshimuraMay@mbx.pref.osaka.lg.jp